（看守の申出の方式・法第百六十七条）

第百三十条の三　法第百六十七条第四項の規定による申出は、被告人の看守を必要とする事由を記載した書面を差し出してしなければならない。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第六項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。第四号において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した公訴事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第百六十七条第六項において準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によるものである旨

［五～七　略］

八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

［九　略］

十　法第百六十七条第六項において準用する法第六十四条第二項の措置をとつた裁判長の氏名

2　前項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（看守の申出の方式・法第百六十七条）

第百三十条の三　法第百六十七条第三項の規定による申出は、被告人の看守を必要とする事由を記載した書面を差し出してしなければならない。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

［五～七　同上］

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［九　同上］

十　鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。